

平成 26 年 4 月 2 日(水)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「死刑確定事件につき再審開始決定が確立した事案」

法務省作成資料

1頁

- ・資料2 取り調べの録音・録画制度

「第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取り調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度」

2頁

- ・資料3 取り調べの録音・録画制度

「第2 被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度」

3頁

(資料2、3ともに)

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会

第23回会議配布資料

作業分科会における検討結果(制度設計に関するたたき台)より

- ・資料4 「再審請求審における証拠開示について 2014年2月14日
小野正典」 4頁
法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会
第23回会議 参考資料より

- ・資料5 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するため
の方策等
「第2 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ」 6頁
法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会
第23回会議配布資料
作業分科会における検討結果(制度設計に関するたたき台)より

- ・資料6 「外国法事務弁護士の登録数、業務実態等について」 7頁
法務省作成資料

- ・資料7 「1 外国法事務弁護士の登録状況内訳」 8頁
法務省作成資料

死刑確定事件につき再審開始決定が確定した事案

番号	1	2	3	4	
事件名	免田事件	財田川事件	松山事件	島田事件	梶田事件
罪名	住居侵入、強盗殺人、同未遂、窃盗	強盗殺人	強盗殺人、非現住建造物放火	強盗致傷、殺人	住居侵入、強盗殺人、現住建造物等放火
起訴された事実(概要)	昭和23年12月29日、熊本県人吉町人吉町の被害者方に金員強取の目的で侵入し、なたで斬りつけるなどして同人とその妻の2名を殺害し、家族2名(娘)に傷害を負わせたもの。	昭和25年2月28日、香川県三豊郡財田村内の被害者方において、就寝中の同人の顔面頸部等を剃身包丁で突き刺すなどして同人を殺害した上、同着用用の圓巻から現金1万3,300円を強取したもの。	昭和30年10月18日、宮城県志田郡松山町内において、被害者方に金員強取の目的で押し入り、同人とその妻、長男、四女の頭部を薪割りで数回切りつけて殺害し、同家屋に放火したものの。	昭和29年3月10日、静岡県島田市内において、被害者女を姦淫し、同女の頸部を両手で強く締めつけるなどして窒息死させて殺害したもの。	昭和41年6月30日、静岡県清水市内の味噌製造会社事務方に侵入し、同人とその妻、長男、次女をくり小刀で突き刺し、同社売上金20万4,915円等を強取した上、上記4名等に混合油をふりかけて放火し、上記4名を殺害するとともに同家屋を焼損させたもの。
裁判結果	S25.3.23 熊本地裁八代支部判決 死刑 S26.3.19 福岡高裁判決 控訴棄却 S26.12.25 最高裁判決 上告棄却 S27.1.5 確定	S27.2.20 高松地裁丸亀支部判決 死刑 S31.6.8 高松高裁判決 控訴棄却 S32.1.22 最高裁判決 上告棄却 S32.2.2 確定	S32.10.29 仙台地裁古川支部判決 死刑 S34.5.26 仙台高裁判決 控訴棄却 S35.11.1 最高裁判決 上告棄却 S35.11.24 確定	S33.5.23 静岡地裁判決 死刑 S35.2.17 東京高裁判決 控訴棄却 S35.12.15 最高裁判決 上告棄却 S36.1.28 確定	S43.9.11 静岡地裁判決 死刑 S51.5.18 東京高裁判決 控訴棄却 S55.11.19 最高裁判決 上告棄却 S55.12.12 確定
再審請求状況	S47.4.17 第6次再審請求(熊本地裁八代支部) S51.4.30 再審請求棄却決定 S51.5.4 即時抗告申立(弁護士) S51.5.6 即時抗告申立(本人) S54.9.27 原決定取消、再審開始決定(福岡高裁) S54.10.2 特別抗告申立(検察官) S55.12.11 特別抗告棄却決定(最高裁)	S44.4.9 第2次再審請求(高松地裁丸亀支部) S47.9.30 再審請求棄却決定 S51.10.12 原々決定取消、高松地裁差戻し(最高裁) S54.6.6 再審開始決定(高松地裁) S54.6.11 即時抗告申立(検察官) S56.3.14 即時抗告棄却決定(高松高裁) S56.3.21 確定	S44.6.7 第2次再審請求(仙台地裁古川支部) S46.10.26 再審請求棄却決定 S48.9.18 原決定取消、仙台地裁差戻し(仙台高裁) S54.12.6 再審開始決定(仙台地裁) S54.12.10 即時抗告申立(検察官) S58.1.31 即時抗告棄却決定(仙台高裁) S58.2.6 確定	S44.5.9 第4次再審請求(静岡地裁) S52.3.11 再審請求棄却決定 S52.3.14 即時抗告申立(弁護士) S52.3.16 即時抗告申立(本人) S58.5.23 原決定取消、静岡地裁差戻し(東京高裁) S61.5.29 再審開始決定(静岡地裁) S61.6.2 即時抗告申立(検察官) S62.3.25 即時抗告棄却決定(東京高裁) S62.4.1 確定	H20.4.25 第2次再審請求(静岡地裁) H26.3.27 再審開始決定(静岡地裁) H26.3.31 即時抗告申立(検察官)
再審理由の要旨	新たに提出された鑑定は、確定判決の鑑定より信用性が高く、また、逃走経路を再現した検証は、自白の信用性に疑問を生じさせる。	着衣に血痕付着がなく、自白に符合する現場の血痕足跡のないこと等の点で自白の信用性に疑問があり、自白の秘密性に関する捜査報告書等が無罪を言い渡すべき新規かつ明白な証拠である。	着衣には当初から血痕が付着していなかった蓋然性が高く、自白の信用性に疑問がある。	新たに提出された鑑定によれば、被害者の胸部損傷が死後のものではないかという合理的疑いがあり、自白の信用性に疑問がある。	新たに提出された5点の衣類等のDNA鑑定関係の証拠は、5点の衣類が死刑確定者のものでも、犯行着衣でもなく、後日ねっ造されたものであったとの疑いを生じさせる。
再審状況	S56.6.15 第1回再審公判 S57.11.5 第15回再審公判(論告) S57.12.3 第16回再審公判(弁論) S58.7.15 判決 無罪 S58.7.30 確定	S56.9.30 第1回再審公判 S58.7.26 第34回再審公判(論告) S58.9.13 第35回再審公判(弁論) S59.3.12 判決 無罪 S59.3.27 確定	S58.7.12 第1回再審公判 S59.3.6 第6回再審公判(論告) S59.3.8,9 第7,8回再審公判(弁論) S59.7.11 判決 無罪 S59.7.26 確定	S62.10.19 第1回再審公判 S63.8.8 第1回再審公判(論告) S63.8.9 第12回再審公判(弁論) H1.1.31 判決 無罪 H1.2.15 確定	
身柄釈放	S58.7.15	S59.3.12	S59.7.11	H1.1.31	H26.3.27

取調べの録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、次に掲げる事件について逮捕又は勾留されている被疑者を当該事件について刑訴法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 1の場合において、次のいずれかに該当するときは、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、1の記録をすることが困難であると認めるとき
 - ② 犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき
 - ③ 被疑者が1の記録を拒んだことその他の事情により、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき
- 3 1及び2は、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項、第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合について、これを準用するものとする。
- 4 **A案** 録音・録画義務違反があつた場合の供述の証拠能力を否定する規定、又は、取調べ状況の立証・認定を制限する規定を設ける。
B案 特別の規定は設けない（一般法則による）。

【補足説明】

第2 被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 司法警察員は、次に掲げる事件について、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項（同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）に記録しなければならないものとする。検察官が、被疑者に対し、同法第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合も、同様とする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の供述を刑訴法第198条第3項の規定により調書に録取するときは、同条第4項に規定する手続の状況を記録媒体に記録しなければならないものとする。この場合において、同条第5項の規定により調書に署名押印することを求めるときは、その状況についても記録媒体に記録しなければならないものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、被疑者が記録を拒んだとき、又は記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により記録をすることが困難であると認めるときは、記録をしないことができるものとする。
- 4 2のほか、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の取調べを行うときは、被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録するよう努めなければならないものとする。

〔補足説明〕

1 「第2」の制度案について

(1) 基本的な考え方

この制度案は、録音・録画の対象外とすべき場面を適切に対象外とできるよう、取調べのうち類型的に録音・録画による弊害が小さい場面について録音・録画を義務付けるものの、例外事由は「第1」の制度案と

2014年2月14日 小野正典

再審請求審における証拠開示について

- 1 再審について規定した刑訴法第4編（435条から453条）中に、刑訴法316条の15（類型証拠の開示）、316条の20（主張関連証拠の開示）、316条の25（証拠開示の時期・方法の指定）及び316条の26（証拠開示命令）に準じた規定を新設し、再審請求審においても、現行の公判前整理手続における証拠開示制度に準じた証拠開示制度を設ける。
- 2 再審手続における類型証拠とは、判決確定前の段階において、既に公判廷で取調済みの証拠以外の証拠であって、一定の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の取調済み証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものをいう。
- 3 再審手続における主張関連証拠とは、再審請求審における請求人の主張に関連すると認められるものをいう。

1 規定の不存在

再審に関する刑訴法435条から453条の規定の中には、再審請求審における証拠開示に関する規定は全く存在しない。証拠調べの方法等に関する規定もない。

そのため、実際の再審請求審においては、弁護側の働きかけや裁判所の「勧告」に基づく検察官の任意開示しかなされないのが現状である。裁判所は「証拠の特定」や「必要性」につき、請求人側からの具体的な主張立証を要求し、それがなければ「勧告」すらなされない場合も多く、重要な証拠が開示されないという事態は少なくない。

2 十分な証拠開示がないまま確定判決に至った例は多いこと

公判前整理手続が導入されたのは最近のことであり、それ以前の事件は、防御準備に最低限必要な証拠開示すらなされずに確定判決に至った例は多い。幾多の再審無罪事件がそれを如実に示している。

同制度が導入された後においても、様々な理由から十分な証拠開示がなされないまま有罪判決が確定してしまった事件も相当数あると見られる。

3 証拠開示の重要性

再審制度の目的は無辜の救済にある。確定審における取調済みの証拠以外の証拠を総合的に勘案すれば、確定判決を見直さなければならない場合も起こりうるものであり、証拠開示の重要性は極めて高い。

4 適正手続の見地からの証拠開示の保障の必要性

現行法では、類型証拠開示及び主張関連証拠開示は、公判前整理手続に組み込まれており、争点整理に資することを政策目的としたものとされている。

しかし、証拠開示規定を争点整理のための手段と理解すべきではない。証拠開示は、(門野元判事が指摘されるとおり)「デュープロセスの観点から、両当事者間の証拠収集における格差を是正し、裁判の公正を図り、冤罪を防止することを究極の目的としている」と理解すべきである。

適正手続はどの手続段階でも保障されるべきものであるから、再審請求審においても、公判前整理手続における証拠開示に準じた制度が設けられなければならない。

以上

第2 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

- 1 犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪の法定刑（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を3年以下の懲役又は30万円以下の罰金とする。
- 2 証人等威迫の罪の法定刑（1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を2年以下の懲役又は30万円以下の罰金とする。
- 3 組織的犯罪処罰法における証拠隠滅等、犯人蔵匿等、証人等威迫の各罪の法定刑（3年以下の懲役又は20万円以下の罰金）を、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。

〔補足説明〕

新たな刑事司法制度の下では、客観的な証拠や関係者の供述が損なわれたり歪められたりすることなく、公判廷に顕出され、事案の解明が行われるものとする必要がある。刑事手続における事実の適正な解明を妨げる行為を防止することの重要性が高まる。そこで、本制度案は、事実の適正な解明を妨げる行為について、これまで以上に厳正な対処をもって臨むべき犯罪であるという法的評価を明らかにし、これらの行為を防止するため、刑法の犯人蔵匿等、証拠隠滅等、証人等威迫の各罪の法定刑を引き上げ、組織的犯罪処罰法における組織的な犯罪に係る証拠隠滅等、犯人蔵匿等、証人等威迫の各罪（同法第7条第1号から第3号）の法定刑についても、組織的犯罪処罰法の加重の趣旨に鑑み、併せて引き上げるものである。

現行法上、国家の強制執行作用や公の競売等の作用又は人の業務を妨害する犯罪類型である強制執行妨害、競売等妨害、信用毀損及び業務妨害の各罪の法定刑の上限が懲役3年とされているところ、刑事司法作用は、国家刑罰権の発動に関わる重要な作用であり、これを妨害する行為については、強制執行を免れるための財産の隠匿等の行為や偽計等を用いて公の競売等の公正を害すべき行為、偽計等や威力により人の業務を妨害する行為との比較において、少なくとも同程度の当罰性があると考えられることから、犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪については、「3年以下の懲役」としている。

そして、現行刑法では、「2年以下の懲役」とされている犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の各罪の法定刑を、「3年以下の懲役」に引き上げることとの均衡を考慮し、証人等威迫の罪の法定刑は、「2年以下の懲役」としている。

組織的な犯罪に係る証拠隠滅等の罪等については、組織的犯罪処罰法の加重の趣旨に鑑み、犯人蔵匿等、証拠隠滅等、証人等威迫の各罪の法定刑を上記のとおり引き上げることに伴って、「5年以下の懲役」としている。

そして、これらの罪の罰金刑については、第1の証人の不出頭等の罪の法定

外国法事務弁護士の登録数、業務実態等について

外国法事務弁護士の登録数 376名 (平成26年1月1日現在)

(参考)平成15年以降の外国法事務弁護士の承認及び登録状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
承認者数	41	43	41	39	35	38	70	47	55	42	49	0
現登録者数 (うち日本人の数)	206 (33)	231 (40)	248 (40)	255 (43)	266 (45)	281 (50)	325 (53)	351 (61)	351 (67)	359 (71)	373 (75)	376 (75)
総登録者数 (うち日本人の数)	428 (51)	475 (58)	517 (62)	551 (66)	587 (70)	621 (76)	685 (85)	738 (93)	785 (102)	833 (108)	879 (114)	882 (114)

(注)各人数は各年末までの合計数(平成26年は1月1日現在(同日付で3名が登録)の数値)

現登録者数:総登録者数から、登録を取り消した者を除いた現在の登録者数

総登録者数:外国法事務弁護士制度開始以降に登録した者の総数

外国法事務弁護士の業務実態

当事者などの依頼や官公署の委嘱により、

原資格国法(弁護士に相当する資格を取得した外国の法律)に関する法律事務につき、

- 単独開業(単独で開業若しくは他の弁護士又は外国法事務弁護士を雇用する場合)
- 共同経営(他の外国法事務弁護士との組合契約等に基づく共同経営を行う場合)
- 外国法共同事業(弁護士又は弁護士法人と組合契約等を結んで事業を行う場合)
- 被雇用(弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に雇用される場合)

の形で業務に従事

(参考)

・外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の数 77名

・外国法共同事業を行う弁護士又は外国法事務弁護士に雇用される外国法事務弁護士の数 48名
(いずれも平成25年4月1日現在)

日本の弁護士は日本法及び外国法を取り扱うことが可能であるのに対し、
外国法事務弁護士は、

- × 日本法に関する法律事務を取り扱うこと
- × 我が国の裁判所、行政庁での手続に代理人として関与すること
などは不可。

(参考) 外国法事務弁護士が従事している業務の例

- ・契約書の起草及び契約の締結の代理、原資格国法案件に関する助言の提供
- ・知的財産関連紛争分野にかかる法的分析、助言
- ・国際取引、国際交渉、国際的なM&Aや事業再編等

(注)外弁法人の具体的な設立見込み件数は不明であるが、これまで国内外から法人制度の創設に関する要望は継続されており、一定の利用数が見込まれる。

1 外国法事務弁護士の登録状況内訳

(平成25年4月1日現在)

【弁護士会別人数】	
第二東京	147
第一東京	116
東京	68
大阪	10
愛知県	6
横浜	3
福岡県	3
岐阜県	2
岩手	1
茨城県	1
静岡県	1
兵庫県	1
沖縄	1

(注1) 数値は「弁護士白書2013年版」によるもの。
 (注2) 国籍については、二重国籍を取得している場合があり、その延べ人数となっている。
 (注3) 原資格国については、同一人物が複数の国の資格を有している場合があり、その延べ人数となっている。
 (注4) 本表の国名は、外国法事務弁護士登録名簿に記載の正式名称で表記している。

【国籍別内訳】	
アメリカ合衆国	138
日本国	70
連合王国(イギリス)	40
中国	29
オーストラリア連邦	27
カナダ	15
ドイツ連邦共和国	7
フランス共和国	6
ブラジル連邦共和国	5
シンガポール共和国	3
大韓民国	3
インド	3
アイルランド	2
フィリピン共和国	2
スイス連邦	1
イタリア共和国	1
ブルガリア共和国	1
スペイン	1
ネパール連邦民主共和国	1
サモア独立国	1
パラグアイ共和国	1
ギリシャ共和国	1
スウェーデン王国	1
ニュージーランド	1
ベルギー王国	1

【原資格国別内訳】	
(計 361名)	
アメリカ合衆国	207
連合王国(イギリス)	58
中国	29
オーストラリア連邦	22
カナダ	8
フランス共和国	7
ドイツ連邦共和国	6
香港	5
ブラジル連邦共和国	5
大韓民国	2
フィリピン共和国	2
シンガポール共和国	2
インド	2
パラグアイ共和国	1
ネパール連邦民主共和国	1
ニュージーランド	1
スペイン	1
スイス連邦	1
イタリア共和国	1

